

筑紫野市議場映像音響設備等更新業務
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月24日

筑紫野市

1. 業務の目的

本業務は、筑紫野市議会における本会議の円滑な議事運営と市民への情報発信の充実を実現するために、老朽化した映像・音響システム等の機器を更新し、より鮮明な映像及び音声視聴者に提供して、市民の議会や市政への関心度の向上を図る。

また、難聴者や障がい者等への議会傍聴及び視聴環境のバリアフリー化を図ることにより、開かれた議会の推進を図ることを目的とする。

2. 業務の概要

(1) 業務名

筑紫野市議場映像音響設備等更新業務

(2) 業務の内容

別紙「筑紫野市議場映像音響設備等更新業務仕様書」のとおりとする。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月25日まで

(4) 提案上限額

32,230千円（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格

本業務への参加者は、企画提案書提出時において次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 国税、地方税等、租税の滞納がないこと。
- (4) 筑紫野市及び他の地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 筑紫野市暴力団排除条例（平成24年9月25日 条例第19号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団密接関係者に該当しないこと。
- (6) 個人情報保護方針等を整備し、個人情報を適切に利用し、管理する体制が整っていること。
- (7) 福岡県内に本社、支店、支社等の事務所を開設していること

4. スケジュール

| | |
|--------------------|--------------|
| ・公募開始及び参加申込受付開始 | 4月24日(金) |
| ・質問書の受付期限 | 5月14日(木) |
| ・質問書の回答 | 5月21日(木)(予定) |
| ・参加申込書及び資格確認書類提出期限 | 5月27日(水) |
| ・資格審査結果通知 | 6月 3日(水) |
| ・企画提案書提出期限 | 6月17日(水) |
| ・プレゼンテーション審査 | 6月30日(火)(予定) |
| ・審査結果の通知・公表 | 7月 7日(火)(予定) |
| ・契約締結 | 7月下旬予定 |

5. 質問の受付及び回答

本提案に関する質問がある場合は、下記に電子メールで質問書を提出すること。

- ・提出期限 令和8年5月14日(木) 17時まで【必着】
- ・提出先 議事課 担当：本田
- ・電子メール gikai@city.chikushino.fukuoka.jp

なお、件名は「【事業者名】筑紫野市議場映像音響設備等更新業務プロポーザルに関する質問」とすること。

※質問は(様式1)質問書に必須事項と簡潔にまとめた質問内容を、質問箇所を特定できるように記載して提出すること。

※回答については、一括して質問回答書として取りまとめ、筑紫野市ホームページにおいて公表する。

※質問書送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

6. 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、仕様書、実施要領及び関係法令等の各規定を確認したうえで、次に掲げる資料を提出すること。

その後、提出された書類により、提案資格の審査を行い、資格審査の結果を通知する。

提案への参加を希望する者は、(様式2)参加申込書及び関連書類を所定の様式により、持参または郵送し、提出すること。期限までに参加申込書等の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 提出書類 各1部

①参加申込書(様式2)

②誓約書(様式3)

③令和3年度～令和7年度における業務受託実績(様式4)

(2) 受付方法 持参または郵送のいずれかにより受け付ける。

(3) 提出期限 令和8年5月27日(水) 17時まで【必着】

期限までに到着していない場合や、書類に不備がある場合は受け付けない。

(4) 提出先 〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎1-1-1

議事課 担当：本田

7. 企画提案書等の提出

参加申込書等の提出を行った者は、資格審査結果の通知を受けた後、仕様書の業務内容を踏まえ、次に掲げる書類を提出すること。

(1) 提出書類

| | 表 題 | 備 考 |
|---|----------------------------------|--|
| 1 | 企画提案書(様式5) | (作成要領) ・用紙はA4サイズとし、表紙、目次を除き両面印刷とする。 ・提案は1社1案までとし、仕様書、審査基準を参考に作成すること。 ・ページ数の制限はしないが、分かりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる内容とすること。 |
| 2 | 会社概要書 | パンフレット等 |
| 3 | 本業務委託見積書 | 積算内訳書(積算根拠)を添付すること (任意様式) |
| 4 | 保守点検等見積書 (瑕疵担保期間終了後1年間に必要な費用) | ・導入機器の総点検1回、各定例会前の定期点検4回(いずれも訪問により行うもの) ・その他、保守対応等で訪問する際の費用やシステム利用料などが別途かかる場合は併せて計上すること。 (任意様式) |

※各見積書は税込み額で記載すること。

※提案にかかる経費は、全て提案者の負担とする。また、提出書類は返却しない。

※仕様書及び実施要領等に記載のない事項であっても、本市または本事業に資する機能等については、提案書に記載しても差し支えない。

※提案書提出後、受託候補者決定までの期間中は、原則として提案書に記載された内容の変更は認めない。(誤字、脱字の修正等、軽微なものを除く。)

(2) 提出部数

各書類：原本1部及び副本7部

(3) 受付方法

持参または郵送並びにPDFデータをメール送付のこと。

ただし、期限までに到着していない場合や、書類に不備がある場合は受け付けない。

(4) 提出期限

令和8年6月17日(水) 17時までとする。【必着】

(5) 提出先

「6. 参加申込書の提出」に記載のとおり。

8. プレゼンテーションの実施

- ①事前審査を通過した事業者は、プレゼンテーション審査に参加できる。
- ②令和8年6月30日(火)にプレゼンテーション審査を実施予定である。
- ③プレゼンテーション審査の実施にあたり、机、いす、電源、プロジェクター、スクリーンは、市で用意する。その他必要な機器については、提案事業者側で準備すること。
- ④本市では、プレゼンテーション会場においてインターネット環境を準備しない。
- ⑤参加人数は4人までとする。
- ⑥議場映像音響設備等更新事業仕様書及びプロポーザル実施要領に基づき提出された企画提案書等及びプレゼンテーションにより審査を行う。
- ⑦プレゼンテーション審査の順番については、参加申込書の提出順とし、開始時間等の詳細については、別途通知する。
- ⑧参加者が1者のみの場合であっても、審査を実施する。

9. 審査方法

- ①審査時間は提案書説明(20分以内)とし、その後質疑応答(15分以内)を行う。
- ②提出された企画提案書等やプレゼンテーションの内容を基に審査を行い、合計得点最も高い業者を選定する。なお、最高点数が並んだ場合は、審査基準に基づくものとする。

10. 審査結果の通知

結果については、選定後速やかに全提案事業者に通知するものとする。審査結果についての問い合わせ及び異議申し立てには一切応じない。

11. その他注意事項

(1) プロポーザル参加の辞退

プロポーザルへの参加を辞退する場合は、記名押印された(様式6)辞退届を提出すること。辞退しても、以後における不利益な取り扱いはない。

(2) 提案の無効

- ① 1 事業者が、複数の提案を行ったとき。
- ② 本業務見積書に記載された金額が、提案上限額を超えているとき。
- ③ 提案事業者が、参加資格要件を満たさないとき。
- ④ 所定の日時及び場所に、提案に係る書類の提出をしないとき。
- ⑤ 提案に関して虚偽または不正行為等があったとき。
- ⑥ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席したとき。
- ⑦ 公正な競争の執行を妨げた者、又は著しく不正の利益を得るための話し合いを行った者による提案があったとき。

(3) 提案書、審査等について

- ① 提出された書類は、審査目的以外には使用しない。
- ② 提出された書類は、審査目的の範囲で複製することができるものとする。
- ③ 提案等その他関係書類に係る作成及び提出に要する経費、プレゼンテーションに要する経費、その他本業務の提案に要する経費は提案事業者の負担とする。
- ④ 提出された書類等は返却しない。
- ⑤ 提案事業者は、実施要領等の内容や決定事項について、異議の申し立てを行うことはできない。
- ⑥ 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容について
の問合せにも、応じないものとする。
- ⑦ 企画提案書に記載した本事業に携わる技術者等は原則として事業完了まで従事することとする。ただし事業の目的を果たせないと本市が判断した場合は、技術者等の変更を求めることがある。
- ⑧ 提案内容に基づき選考するが、委託業務内容は、本稼働までの協議によって変更を求める場合がある。また、契約金額については、採用された提案事業者との協議を経て決定する。
- ⑨ 提案事業者が 1 者のみの場合でも審査を実施し、配点合計における 6 割以上の得点を獲得した場合に限り、受託候補者として選定する。

以上